

令和 2 年 5 月 27 日

本学における新型コロナウイルス感染症対策について

政府は 5 月 25 日、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言を継続していた東京など首都圏の 1 都 3 県と北海道でも解除しました。

広島県では大学に対する休業協力要請が 6 月 1 日に解除されることから、広島大学は、同日より「レベル 3 (高度警戒) (大幅な活動制限)」から「レベル 2 (要警戒) (中程度の活動制限)」へ引き下げを行います。

主な内容は以下の通りですので、お知らせします。

【授業について】

- ・ 引きつづきオンライン授業のみ実施し、対面授業については、第 1 タームが終了する 6 月 15 日まで中止を継続します。

【図書館の利用について】

- ・ 6 月 1 日から一部サービスを制限して開館します。(学外者の方は利用できません)

【キャンパスへの立ち入りについて】

- ・ 学外者の立ち入りは当面の間、原則禁止といたします。

【附属学校の再開について】

- ・ 6 月 1 日から広島県の対処方針を踏まえ、附属学校園を再開します。

【応急学生支援金について】(5 月 26 日 正午現在)

- ・ 寄附の申込み状況
992 件、4,683 万 8 千円、寄附者内訳<教職員 343 件、卒業
・ 修了生 468 件、一般・保護者等 (不明も含む) 181 件>。
- ・ 学生への支給状況
628 件

広島大学は、本学独自の応急学生支援金と文部科学省の「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』と併せて、今後も学生に寄り添う大学として学生への支援を継続してまいります。

(参考)【6月1日以降】レベル 2(要警戒)(中程度の活動制限)

授業	<ul style="list-style-type: none">・オンライン授業のみ実施・キャンパス内の教室等でネットワークを利用した受講を認める
教員・研究活動 (研究員・学生の研 究活動も含む)	<ul style="list-style-type: none">・感染拡大防止に最大限留意して、進行中の研究のみ入室継続
事務体制	<ul style="list-style-type: none">・感染拡大防止に最大限留意して通常通りの勤務とするが、時差出勤・テレワークを積極的に活用
学内の会議	<ul style="list-style-type: none">・感染拡大防止に最大限留意して対面会議を行うが、オンライン会議を積極的に活用
キャンパスへの 学生の入構	<ul style="list-style-type: none">・授業の受講、研究活動以外での入構を自粛する・感染拡大防止に最大限留意する
課外活動	<ul style="list-style-type: none">・全面活動禁止(生物の世話に必要な最小限の活動を除く)

【お問い合わせ先】

財務・総務室 副理事(広報担当) 山内 TEL:082-424-6017 FAX:082-424-6040

2020年度第2タームの授業等の実施に関する方針

広島大学では、学生・教職員の健康・安全を最優先に配慮しつつ、学生の皆さんの学びの機会をできる限り提供するために、第1タームの授業を全てオンラインで実施しています。広島県は、5月14日（木）に政府による緊急事態宣言の対象からはずれましたが、一日でも早く平常通りの教育研究活動を取り戻すためには、キャンパス内の新型コロナウイルス感染予防には引き続き細心の注意を払う必要があります。つきましては、第2ターム（6月16日（火）～）の授業については、以下のように実施する予定です。

- ・原則として、授業はオンラインにより実施します。
- ・実技を伴う実験・実習等、対面でないと教育効果が得られない授業であると学部長・研究科長等が判断し、あらかじめ教育本部に届け出て許可を得たものについては、十分な感染防止策を実施したうえで、対面で実施します。
- ・各授業の実施方法については、学部長・研究科長等を通じて担当教員にお知らせします。学生の皆さんは、6月8日（月）以降に、「もみじ」のシラバスや授業掲示等で確認してください。

学生の皆さん、なかでも新入生の皆さんがキャンパス内で学ぶ機会が少しずつでも増えるよう、授業の実施方法については、国内や広島県および大学内での感染状況、キャンパスにおける感染予防策の取組みや「新しい生活様式」の実践状況（以下を参照）を踏まえ、段階的な緩和を目指します。

※今後の新型コロナウイルス感染の状況等によっては、上記の予定を変更することがあります。変更する場合は、ウェブサイト等で速やかにお知らせします。

【キャンパスへの入構、授業や研究活動に参加する時の留意点】

- ・5月25日（月）に緊急事態宣言が解除された5都道府県（北海道・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県）から各キャンパスの居住地域に移動した場合は、移動の翌日から14日間は自宅等で待機し、外出を自粛してください。なお、移動の時期については、国の方針に従ってください。
- ・毎朝体温を測定し、発熱（※）、倦怠感、咳、息苦しさ、のどの痛み、頭痛、嗅覚・味覚異常の症状がないか確認してください。

※発熱とは37.5度以上、または平熱より1度以上高い場合とします。

- (1) 上記症状のどれかひとつでも該当する場合は、チューター又は指導教員へメール等により連絡し、自宅で待機してください。

- ・待機期間は、症状が出て8日以上経過し、かつ、薬剤服用なしで症状が消失して3日以上経過するまでです。
- ・待機期間中も毎朝上記について確認し、症状があれば同様に連絡してください。
- ・震地区の学生で臨床実習に参加する場合は、実習先の病院職員の基準に従ってください。

(2) 同居者にのみ上記症状がある場合、マスク着用、手指の消毒、手洗いを徹底したうえで、入構してください。

- ・万が一感染が発生した場合に備え、日々の行動履歴（時間帯、場所、同席者等）を記録してください。
- ・キャンパス内では、感染防止の3つの基本、①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いの励行などの感染対策を徹底してください。
- ・キャンパス内では、必ずマスクを着用してください。マスクを着用していない場合、入構を認めません。
- ・対面授業や研究活動への参加時、食堂等での飲食時等に、前後左右1つおきに着席するなど周囲の人との距離（できるだけ2メートル以上、最低1メートル）を確保してください。
- ・会話をする際は、可能な限り真正面を避けてください。
- ・屋内では、部屋の換気を定期的に行う、大声で会話しないなど、「密集」「密接」「密閉」を徹底的に避けてください。